

事務連絡
平成21年6月25日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 殿

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザの国内発生時における積極的疫学調査について

新型インフルエンザにつきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条の規定に基づく、新型インフルエンザ等感染症に係る感染症の発生の状況、動向及び原因の調査等を実施することとなっており、平成21年5月1日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡「新型インフルエンザに係る積極的疫学調査の実施等について」において、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）が実施すべき積極的疫学調査について、関係機関等への周知を含め、その的確な実施をお願いしてきたところです。

平成21年6月12日、世界保健機関（WHO）は、異なる複数の地域の国において、新型インフルエンザの地域での持続的な感染が認められるとして、WHOフェーズ分類を6とし、世界的なまん延状況にあるとの宣言を行ったところであり、国内においては、6月24日現在、新型インフルエンザの患者933名が確認されています。従来の季節性インフルエンザが流行する時期に向けて、いつ新型インフルエンザにおける全国的かつ大規模な患者の増加をみてもおかしくない状況であるとの認識から、平成21年6月19日にその一部を改定しました。移行期間を経て実施される改定後のサーベイランスにおいては、新型インフルエンザの集団における患者発生を可能な限り早期に探知し、感染の急速な拡大や大規模かつ一斉の流行を回避・緩和することを目的とし、従来実施してきた全数報告に代わり、医療機関、学校、社会福祉施設等における同一集団での新型インフルエンザ患者（疑い者含む）の集団発生（クラスター発生）を報告することとなります。

については、これに伴う積極的疫学調査の進め方、変更点について別紙および表の通りまとめましたので、サーベイランス実施方法の切り替えにあたっては積極的疫学調査の実施方法も変更し運用いただきますようお願いいたします。なお、積極的疫学調査実施要綱の改定については追って通知する予定です。

別紙：「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」改定（平成21年6月19日）を踏まえた積極的疫学調査の進め方について

表：今回の運用指針改定に伴う主な変更点

「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する
運用指針」改定（平成21年6月19日）を踏まえた
積極的疫学調査の進め方について

1. 基本的な考え方

(1) 調査する目的

○感染拡大状況の把握

○患者及び患者の濃厚接触者に対して、感染拡大を緩和するための対応

(2) 調査する事項

○症例調査（症例基本情報・臨床情報調査、症例行動調査）

○接触者調査

※原則として感染源調査は行わない。

2. 積極的疫学調査の実施

新型インフルエンザ患者のクラスター（集団発生）を探知した場合に実施する。

○新型インフルエンザ患者とその周囲の疑似症患者（以下併せて患者等と表記する）の症例調査を実施し、集団の特性と範囲を見極める。

○特定された集団（学校・施設等）について接触者調査を行い、濃厚接触者としてリストアップする。

○患者等の同一住所に居住する者について接触者調査を行い、濃厚接触者としてリストアップする。

※なお、入院した重症インフルエンザ患者については、その臨床症状、基礎疾患の状況、転帰等を把握することとするが、かかる調査は、「積極的疫学調査」とは目的と内容を異にするため、別途その内容を示すこととしている。

3. 患者、濃厚接触者に対する対応

(1) 患者に対する対応

○外出自粛・自宅療養を原則とする。

○保健所は、自宅療養する患者に対しては、主治医等と連携して、感染拡大防止のための咳エチケットや外出自粛、症状増悪時の医療機関等への連絡の必要性を十分に説明し、協力を求める。

(2) 濃厚接触者に対する対応

○保健所は感染拡大防止のための咳エチケットや症状がある時の外出自粛、症状出現時の保健所等への連絡の必要性を十分に説明し、協力を求める。

○基礎疾患等を有する者等（高齢者、妊婦を含む）には、医師の判断に基づき必要であれば抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

○発熱等の症状が出現した場合、保健所へ連絡するよう要請する。予防投与実施患者等は、必要に応じて健康観察を実施する。

※従来の積極的疫学調査実施要綱からの主な変更点については、別添の表を参考にしてください。

※クラスター（集団発生）の定義については、別途事務連絡を発出する予定。

※予防投与の具体的な実施方法等については、別途事務連絡を発出する予定。

表 今回の運用指針改定に伴う主な変更点

項目	運用指針改定前	運用指針改定後
積極的疫学調査の対象患者	すべての確定患者	クラスター（集団発生） （なお、入院した重症患者については症例調査を実施する。 この調査は「積極的疫学調査」とは位置づけない。）
症例行動調査の実施	発症前日からの患者の行動について、 詳細な聞き取りを行う	集団（学校・施設等）や同居者について聞き取りを行う
感染源調査の実施	必須	原則として行わない
疫学調査員が必要とする PPE	N95 マスクもしくは防じんマスク DS2、ガウン、 手袋、目の防御（ゴーグル、フェイスシールド）	サージカルマスク、手袋
濃厚接触者のリストアップ対象	定義されている接触者を 確実にリストアップ	集団（学校・施設等）や同居者についてリストアップ
濃厚接触者の状況確認 および追跡調査	1日2回の健康観察を保健所が実施	発熱等の症状が出現した場合、保健所への連絡を要請。 予防投与実施患者等は、必要に応じ健康観察。
濃厚接触者に対する指導	外出自粛を要請	感染拡大防止行動の理解と協力を求める
(参考) 患者に対する対応	入院措置を原則とする。ただし、重症化防止重点 地域等での基礎疾患等を有しない軽症者について は自宅療養とし、保健所は健康観察を行う	外出自粛・自宅療養を原則とする。